

測量成果の複製・使用申請 Q&A

Q1.どのような目的で測量成果を利用しますか？

目的	承認申請等の判定
私的に利用する場合 例) <ul style="list-style-type: none"> • 個人的な資料として利用し、配布はしない • 1～10名程度のサークルで利用する 	申請の必要はありません。
学校その他教育機関で利用する場合 例) <ul style="list-style-type: none"> • 授業等を担当する教員等や授業を受ける学習者自身が、授業の過程において使用する • 営利を目的としない教育機関であること（予備校や私塾は含まれない） • 必要な限度内の部数であること 	
一時的な資料として利用する場合 例) <ul style="list-style-type: none"> • 打ち合わせ等で一時的に使用し、利用後は保管することなく処分する場合 	
イラスト的に利用する場合 例) <ul style="list-style-type: none"> • ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のない場合 	
学術論文に挿入して利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> • 学会での発表、学術論文（営利目的で刊行するものは除く）において、利用する場合 	
試験問題として利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> • 試験の公正な実施のために「入学試験」・「検定試験」などの問題として利用すること自体を秘密にする必要性があり、あらかじめ承認を受けることが困難であるような試験で利用する場合 	
テレビ番組等で短時間利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> • 番組等の内容補足のため、地図等を短時間画面に表示して利用する 	
刊行物等にごく少量の地図を挿入する場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 書籍、冊子、報告書、リーフレット等 1ページの大きさの4分の1以下の大きさ 	

<p>1 ページの大きさの 2 分の 1 以下の大きさ→総ページ数の 30%以内 1 ページの大きさの 2 分の 1 を超え、1 ページに収まる大きさ→総ページ数の 10%以内 書籍の表紙等で、内容に合致するもの</p> <p>2. Web ページ等</p> <p>300×400 ピクセル以下の大きさを地図等の一部（ラスター形式）を掲載する場合 300×400 ピクセルを超え、画面に収まる大きさを地図等の一部（ラスター形式）を掲載する場合→Web ページ全体の中で 5 枚まで ※スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は 1 枚でも申請を要します。</p>	<p>る場合には、出力図にも明示してください。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「この地図は、沖縄県数値地形図を使用（複製）したものである。」
<p>上記以外の場合</p>	<p>「2.どのような加工をしますか？」へ進む</p>

Q2.どのような加工をしますか？

加工方法など	承認申請等の判定
紙地図をコピー、スキャン等の測量（地図調整）ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自の情報を付加する場合	複製に該当します。 「3.複製の目的は？」 へ進む
数値地図（ラスターデータ等（地図画像））を GIS の背景図等に利用する場合	
数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））のデータ等をそのまま組み入れ GIS を構築する場合	
複製承認済みの成果品を複製する場合	
複製承認済みの成果品を、承認後 3 年以内にそのまま転載する場合（承認時の利用目的に沿う場合、かつ、内容の同一性が失われていない場合）	複製に該当します。 申請の必要はありませんが、承認番号を明示してください。
複製承認済みの成果品に修正等を加えずに、承認後 3 年以内に増刷する場合	
紙地図を調製（スクライブやトレース）し直して、別種の地図を作成する場合	使用に該当します。 測量法第 44 条 の規定に基づく「測量成果の使用申請」が必要です。
測量等によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成する場合	
数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））を調製して別種の紙地図や別種のデータを作成する場合、またはデータの一部の項目のみ利用する場合	
数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））のデータを直接加工して GIS の背景図等に利用（数値地図のデータをそのまま組み入れ、別レイヤーで情報を付加する場合は、「複製」に該当）	
標高データ等を利用し、立体的な地図を作成する場合	
使用承認済み成果品の複製、または複製承認済み成果品を調製して別種の地図を作成する場合	
使用承認を得た成果品を、承認を得たときと同じ作業方法で、承認後 3 年以内に増刷する場合	

Q3.複製の目的は？

複製の目的	承認申請等の判定
<p>社内、サークル、同好会等においてのみ利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none">そのまま複製する場合は <u>30部</u>（社内のみで利用するイントラネットの場合は、利用できるパソコン台数を <u>30台</u>）までとします。	
<p>特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合</p> <ul style="list-style-type: none">自治体等へ提出する申請書の添付地図や、特定の者からの依頼により作成する報告書等に掲載する場合。ただし、自治体または特定の者がその複製物を刊行する場合やインターネット等により公表する場合は、複製承認申請が必要です。	申請の必要はありません。
<p>博物館等においてパネル等にして展示する場合 (配布しない場合に限る)</p>	申請の必要はありませんが、測量成果の掲載箇所に出典を明記してください。
<p>測量の用に供する場合</p> <ul style="list-style-type: none">測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製を行う場合。なお、複製した者が測量に用いる場合は、測量行為の工程に含まれるため、測量成果の使用に該当し、測量法第44条の使用承認申請が必要となります。	
<p>刊行する場合</p> <ul style="list-style-type: none">有償か無償かは問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROM その他のもので不特定多数の者に対し発行する場合。	測量法第43条 の規定に基づく「測量成果の複製申請」が必要です。
<p>インターネット等により情報を提供する場合</p> <ul style="list-style-type: none">インターネットや電子メール等の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者に対して測量成果が入手または閲覧可能な状態におく場合。 (友人やクラスメート等、互いに特定できる者以外は参加できないサイトにおける公開は、不特定多数の者への公開には該当しません。)	

※.承認が認められないもの

- 複製しようとする測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとする場合、または沖縄県が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの

数値地図の形式のみの変換

- 色調を薄くしただけ
- 解像度を荒くしただけ
- 貼り合わせただけ
- 図郭を変更しただけ
- 地図を縮小・拡大しただけ など

※ただし、地図等として刊行するのではなく、書籍等に内容を補足するために、地図等の一部を切り出し補助的に挿入する場合は承認できるものとする

- 申請内容に虚偽があるもの
- 公序良俗に反する目的または犯罪行為に使用するための目的で複製しようとするもの
- 複製しようとする測量成果が、申請された複製目的に照らして適切でないもの
- 複製方法が適切でなく、測量成果としての精度が確保されないもの